

大垣女子短期大学同窓会奨学金規定

(平成 19 年 6 月 2 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、大垣女子短期大学同窓会会則第 12 条に則り、大垣女子短期大学の卒業生及び在学生の子女姉妹の入学予定者及び在学生で、経済的事情などにより修学が困難であると認められた者のうち、他の学生の範たる奨学生として認めた者に対して支援する奨学金貸与(以下「同窓会奨学金」という)に関する事項を定め、修学を支援し、優秀な人材を育成することを目的とする。

(資格)

第 2 条 この規程により、同窓会奨学金を希望する者(以下「奨学生」という)は、大垣女子短期大学の卒業生及在学生の子女姉妹及び在学生において、経済的理由により修学が困難な者のうち、向学心堅固と認められる者でなければならない。

(応募・決定)

第 3 条 同窓会奨学金を希望するものは、大垣女子短期大学同窓会奨学金貸与申請書(様式)を提出しなければならない。

2. 奨学金の選考は、「同窓会役員会」において審議決定する。
3. 審議決定後、借用書などの提出書類を確認後貸与する。

(貸与額)

第 4 条 貸与額は、学納金(授業料及教育充実費)の範囲内とする。

(奨学金貸与の停止)

第 5 条 奨学生が次の各号に該当する時は、同窓会役員会の儀を経て、その後の奨学金貸与は停止する場合がある。

- (1) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (2) 休学・退学したとき
- (3) 除籍の処分を受けたとき
- (4) 留年したとき
- (5) その他学業成績・学生生活が奨学生として、ふさわしくないと判断された時

(奨学金の返還)

第 6 条 奨学生は、卒業時に本人と保証人の連署で同窓会奨学金返還明細書を提出しなければならない。

- 2 奨学生は、原則として卒業の翌月から起算して 6 カ月を経過した後、10 年以内に同窓会奨学金返済明細書(様式)に基づき、奨学金を返還しなければならない。
- 3 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全額又は一部を繰り上げて返還することができる。
- 4 奨学生が、偽りその他の不正その他の手段により、奨学金の貸与をうけることが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与を受けた奨学金の一括変換しなければならない。
- 5 第 5 条に係り、奨学金貸与が途中で廃止された場合は相談のうえ、早急に貸与金を返還しなければならない。

(届出の義務)

第 8 条 奨学生又は保証人は次の場合には、直ちに同窓会事務局に届出なければならない。

- (1) 本人又は保証人の氏名、住所などに変更があったとき。
- (2) 保証人を変更するとき。
- (3) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(返還の猶予)

第 9 条 本人が災害、疾病その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金返還の方法などを変更することができる。

(保証人の責務)

第 10 条 保証人は、同窓会奨学金返還明細書によって負担する一切の債務について、本人が履行しなかった場合、代わりにその債務を履行しなければならない。

(法的手続)

第 11 条 本人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続きをとることがある。

(通知書の遅延)

第 12 条 本人が第 8 条(1)(2)の届出をおこなったため、延着及び到着しなかった通知又は書類を発送した場合には、通常到着したものとする。

附 則

この規定は平成 19 年 6 月 2 日より施行する。